

令和3年6月18日

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美

令和4年度予算及び今後の制度改善策にかかる要望について

日頃より本会事業の推進につきましてご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、全国で180施設を超える私たち救護施設は、居住と生活に係わる総合的な支援を必要とする全ての人々にとってのセーフティネットの役割を担い、地域生活が可能な入所者に対しては積極的に地域移行に向けた支援を進めるとともに、地域の生活困窮者に対して、これまで培ってきた機能を活かした支援を行いながら、地域ぐるみで支えあう支援体制の構築を目指しています。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今後は長期化する経済情勢の悪化のもと、生活保護受給者、職と住まいを失った生活困窮者の急増が見込まれ、救護施設の担うべき役割はますます重要となると考えます。

救護施設が、生活保護制度のもと今後も最後のセーフティネットとしての役割・機能を十分に発揮するとともに、救護施設利用者の地域への移行や、地域生活に移行した元利用者および地域の生活困窮者の支援が一層推進できるよう、以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 救護施設の地域移行支援・定着支援機能の強化

①保護施設通所事業の適切な運用と拡充

実施機関の意向により支援が必要にも関わらず「通所事業の対象にならない」「期間が短縮される」「継続が認められない」など、十分な期間の支援を受けることができないことがある。退所者等が地域での安定した生活を送るための支援が受けられるように制度の適切な運用について自治体に通知いただきたい。

また、現在定員の3割を上限として地域の生活保護受給者を対象とすることができるが、他制度等での支援になじまないことから、救護施設の支援が必要な場合、3割の枠を超える利用者については独自事業で支援を行っている。地域のセーフティネットとしての役割を担うためにも柔軟な取り組みができるよう地域枠の上限撤廃をお願いしたい。

あわせて、今後、より多くの施設において事業展開をすすめ、退所者等の地域での生活の定着を推進するため、保護施設通所事業運営費単価の増額を図っていただきたい。

②地域移行定着のための「地域移行定着支援員」（仮称）の配置

地域移行後、他法他施策の支援のみでは地域での安定的な生活を継続することが十分にできないケースについては、救護施設職員によるきめ細やかな伴走型の支援が必要である。利用者

が地域生活を営む上で必要なサービスを利用できるよう、ソーシャルワーク機能をもって支援にあたる「地域移行定着支援員」(仮称)を配置いただきたい。

2. 救護施設職員の確保・定着に向けた予算確保

多様な人材の参入を促進するため、救護施設の仕事の魅力発信について特段の施策を講じていただきたい。

3. 救護施設と福祉事務所の連携強化

心身の状態等から救護施設への入所が適切と思われる対象者が、施設への入所につながらずに適切な支援を受けることができない、いわゆる救護施設への「措置控え」が生じないよう、制度の適切な運用に関し、あらためて自治体に通知していただきたい。あわせて、福祉事務所において対象者の施設入所の有無等の援助方針の検討をするにあたり、本人が抱える問題や生活能力等を正しく把握するには一定期間を要する場合が多いが、その間に救護施設の一時入所を利用することで、支援の必要性の程度やその後の援助方針決定の判断に資することができる。救護施設の一時入所の活用についても自治体への通知をお願いしたい。

4. 退所可能な利用者の他法他施策の適切な適用促進

介護保険制度を利用しての施設移行等の検討をする場合、施設入所者が要介護認定を受けることができる期間は退所予定の3か月以内とされているため、要介護認定を受けずに退所先を探さなくてはならない現状である。介護保険制度を利用しての退所を推進するためにも要介護認定の要件について見直しをお願いしたい。

5. 新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組み

施設内クラスターが発生した場合であっても事業の継続が可能となるように、措置施設である救護施設への応援職員派遣体制を各自治体の責任において整備いただきたい。